

川西町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱

平成29年3月告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、川西町介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定（更新）申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、事業開始予定日の2月前までに行うものとする。

(指定事業者の指定)

第3条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは当該申請をした者（以下「指定事業者」という。）に川西町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定をしないこととする。

(1) 申請者が、法人でないとき。

(2) 申請者が、川西町訪問型サービス（第1号訪問事業）の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱又は川西町通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に規定する基準等に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。

(3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(6) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

(7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取

消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に役員等であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）であるとき。

- (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知のあった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第6条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由のある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として町長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第6条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 第9号に規定する期間内に第6条の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

（指定の更新）

第4条 指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。

2 法第115条の45の6第1項の規定に基づき指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、川西町介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定（更新）申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、同項の申請をした者に通知するものとする。

（指定の拒否）

第5条 第3条第1項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、川西町介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他の町における地域支援事業の円滑適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

（変更の届出等）

第6条 指定事業者は、指定の申請事項の変更があったときは、10日以内に川西町介護予防・日常生活支援総合事業変更届出書（様式第3号）により、町

長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、再開したときは、10日以内に、川西町介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により、町長に届け出なければならない。

（事業者情報の公表及び提供）

第7条 町長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、奈良県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
 - (3) 指定年月日
 - (4) 事業開始年月日
 - (5) 運営規定
 - (6) 介護保険事業所番号
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める情報
- （その他）

第8条 この要綱に規定するもののほか、総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 町長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。ただし、準備行為は、要綱の施行日前においても行うことができる。